

IV. その他

◎ 生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること

平成15年度税制改正により、資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成16年度から適用されています。

生命保険業については、既に昭和29年から収入金額による外形標準課税が行われており、地方の安定的な税収確保に貢献してきました。

一般事業会社における外形標準課税は、「地方分権を支える基幹税の安定化」という視点や「増税を目的としたものではない」という考え方に基づいて導入されていますが、法人事業税の位置付けや、外形標準課税導入の趣旨を踏まえても、生命保険業の現行の課税方式は、保険会社の事業活動の規模を適切に表すと同時に税収の安定化に寄与する適切な課税方式であり、また現行の保険業をとりまく特段の構造変化もないことから、これを見直す合理的な理由はないものと考えられます。

よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

**◎ 破綻保険会社等から協定銀行が土地等を取得した場合
の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なく
とも措置期間を延長すること**

保険会社の経営が破綻した場合のセーフティーネットとして、平成10年12月に保険業法に基づき保険契約者保護機構（以下、保護機構）が創設されました。その後、平成12年6月には破綻処理の迅速化・多様化を図るため、救済会社が現れない場合の対応として、保護機構の出資により設立された子会社（以下、承継保険会社）による保険契約の承継を可能とする措置や協定銀行との間で資産買取りの委託契約に関する協定を締結する措置が設けられました。

また、破綻保険会社および承継保険会社、清算保険会社からの保険契約の移転に伴い土地等を取得した承継保険会社・協定銀行に対しては、不動産取得税が課税されない措置が設けられていますが、協定銀行に対する非課税措置の適用期限は令和5年3月末までとなっています。しかしながら、破綻保険会社等からの協定銀行の土地等の取得は、形式的な所有権の移転であること、本非課税措置は、破綻保険会社等の保険契約の移転等を円滑に進め、保険契約者保護を図るための制度であることから、恒久的措置とすること、少なくとも措置期間を延長することを要望します。